

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 2 回 会 議 議 事 録

令和 3 年 5 月 27 日
師崎漁業協同組合

日	時	令和3年5月27日（木）午前10時45分から午前11時00分まで	
場	所	師崎漁業協同組合 組合長室	
議	題	第1号議案 愛知県資源管理方針の変更について（諮問） 第2号議案 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問） 第3号議案 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について（指示） 報告事項1 太平洋広域漁業調整委員会について 報告事項2 漁業に関する協定について 報告事項3 愛知海区漁業調整委員会が承認するひき縄釣の年間承認予定について	
出	席	委	員
		山下三千男	
		（以下の委員は書面による）	
		黒田 勝春	稲垣 芳樹
		鈴木 惣和	山本 昌弘
		中根 静夫	吉武 正康
		小林 俊雄	榊原 満男
		山下 金次	吉田 和広
		鈴木 輝明	小林 清和
		岩田 靖宏	長谷川桂子
事	務	局	職
		員	
		書	記
		長	服部 嘉文
		主	査
		査	柘植朝太郎
		非常勤職員	田中紀代子

事務局（服部）	今回の委員会には、議題３件が上程されております。また、報告事項が３件あります。 今回の議案は５月末までに議決する必要があるものが含まれておりますが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が愛知県全域に発令されている状況にあることから、会長から書面による決議を行うよう指示があり、委員の皆様にもご了解を得ましたので、本日の委員会は書面決議とすることといたします。 また、今回の議案は就任後初めての委員会となる委員の方々については、出向き、直接事務局からご説明させていただきました。また、説明後に表決いただき、委員１５名全員の方から表決書が提出されました。 従いまして、漁業法第１４５条第１項の規定によりこの委員会の会議は成立いたしました。
会長（山下）	それでは、議事を進めます。よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第１１条第２項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。 議事録署名者には、他の委員さんは書面による出席ですので、議長の私のみといたします。 それでは、第１号議案「愛知県資源管理方針の変更について」、第２号議案「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量について」、第３号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」以上３議案を一括して事務局から説明願います。
事務局（服部）	それでは第１号から第３号議案についてご説明いたします。まず、第１号議案「愛知県資源管理方針の変更について」でございます。 内容といたしましては、漁業法第１４条第９項の規定に基づき、愛知県資源管理方針を変更するため、委員会に諮問があったものでございます。特定水産資源である「まさば及びごまさば」につ

いて、別記6に追加します。また、本県への配分は、まいわし等と同様に「現行水準」となるため、許可をする船舶等の数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する管理を行うものとするというものでございます。

次に、第2号議案「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」でございます。

内容といたしましては、漁業法第16条第1項の規定に基づき、「まさば及びごまさば太平洋系群」に関する令和3管理年度、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの知事管理漁獲可能量を設定するため、委員会へ諮問があったものでございます。まさば及びごまさばの本県への配分については「現行水準」となるため、本県の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めます。数量は明示されないことから、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理となるものでございます。

最後に、第3号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」でございます。

内容といたしましては、以前から発動しております、宝石さんごの採捕に関する委員会指示は、令和3年5月31日が有効期限を迎えるため、指示の有効期間を、令和3年6月1日から令和4年5月31日まで1年間更新するものでございます。本県海域でのサンゴ漁業の実態はありませんが、渥美外海は宝石さんごの推定生息域とされており、漁場保全のために引き続き指示が必要であると考えております。なお、公報登載日は5月28日を予定しておりますが、委員会指示の告示文について、内容に影響のない修正は、県法規担当部局の指導に従います。

以上で説明を終わりますが、これら3議案につきましては、別添資料を委員の皆様へ送付しましたので、ご確認ください。

委員全員の方からここにありますように書面表決書が提出されました。

議長（山下）	それでは、委員から提出されました書面表決書を確認いたします。 （書面表決書確認） 確認しましたところ、すべての議案につきまして、賛成が全員と認め、第1号議案「愛知県資源管理方針の変更について」、第2号議案「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」、第3号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」以上3議案は原案通り適当と認めることとします。 次に報告事項1「太平洋広域漁業調整委員会について」、報告事項2「漁業に関する協定について」、報告事項3「愛知海区漁業調整委員会が承認するひき縄釣の年間承認予定について」以上3件を事務局から説明願います。
事務局（服部）	それでは報告事項1から3についてご説明いたします。 報告事項1「太平洋広域漁業調整委員会について」についてでございます。 3月に開催された太平洋広域漁業調整委員会において、本県に係る議題として「（2）太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示の一部改正について」がありました。今回の委員会指示の改正により、遊漁者のくろまぐろ採捕が制限されることとなりました。具体的には小型魚の採捕禁止、大型魚の採捕報告の義務化でございます。また、本指示の内容については、水産庁HPへの掲載及び関係団体へのチラシ配布により周知されます。 次に、報告事項2「漁業に関する協定について」でございます。 愛知県と三重県とで締結した「漁業に関する協定」第11条の規定に基づき、渥美外海における両県が関心のある水産資源について情報交換するために昨年度開催した第9回資源専門家委員会の内容について報告するものと、「漁業に関する協定」第10条に規定する

議長（山下）	紛争処理委員会、第11条に規定する資源専門家委員会の委員の変更について報告するものです。 最後に、報告事項3「愛知海区漁業調整委員会が承認するひき縄釣の年間承認予定について」でございます。 令和3年3月5日に発動した、ひき縄釣に関する委員会指示により、遊漁者のひき縄釣に承認制が導入されましたので、ひき縄釣の盛期である夏季に入る前に、承認申請が予定されている大会について、委員会へ報告するものでございます。令和3年5月10日現在、7月から9月にかけて3つの大会、計4回が予定されております。 以上で説明を終わりますが、報告事項3件につきまして、別添資料を委員の皆様へ送付しましたので、ご確認ください。 なお、報告事項について、委員の皆様からご質問等は特にありませんでした。 ありがとうございました。以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもって第2回委員会を終了します。お疲れ様でした。 議 長
---------------	--

